

公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

第一 罰則の規定の整理

選挙運動用電子メールの送信に係る表示義務に違反した者に対する罰則の規定を整理すること。

(第二百四十四条第一項第二号の二関係)

第二 選挙事務の委嘱に係る規定の整理

選挙事務の委嘱に係る規定を整理すること。

(第二百七十三条関係)

第三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

(附則関係)